

シルバー人材センター 全国団体保険制度のご案内

①傷害保険制度

②賠償責任保険制度

**全国制度のため、
個別センター単位の
事故発生が保険引受けに
与える影響が小さく
なります。**

**全国制度のオリジナル
補償となっています。**
(詳細は各社商品内容をご覧ください。)

**全国の代理店で
加入・契約できます。**
(あいおいニッセイ同和損保
または東京海上日動と
委託契約のある代理店に限ります。)

**保険期間終了後の
確定精算不要です。**
(ただし確定精算が必要となる場合
があります。詳細は各社商品内容を
ご覧ください。)

保険期間

2026年4月1日午後4時～
2027年4月1日午後4時まで

※中途加入、満期日を2027年4月1日午後4時までとする短期契約も可能
あいおいニッセイ同和損保プランは団体契約の為「中途加入」、東京海上日動プランは
一般契約の為「短期契約」と記載しております。

制度幹事代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2012
FAX 03-3258-8878

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

担当課：公務部 営業第一課 TEL 050-3460-2233

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部 公務第二課 TEL 03-3515-4124

目次

1. 共通事項

- (1) 「シルバー人材センター全国団体保険制度」とは 3 ページ
- (2) 事故が起きた場合 3 ページ
- (3) ご加入・ご契約の際の注意事項 3 ページ

2. シルバー人材センター全国団体傷害保険制度

- (1) 「シルバー人材センター団体傷害保険」とは 4 ページ
- (2) 本制度の概要、特徴 4 ページ
- (3) 加入・契約対象者 4 ページ
- (4) あいおいニッセイ同和損保プラン 5 ページ
- (5) 東京海上日動プラン 6 ページ

3. シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度

- (1) 「シルバー人材センター団体賠償責任保険」とは 7 ページ
- (2) 本制度の概要、特徴 7 ページ
- (3) あいおいニッセイ同和損保プランの特徴 8 ページ
- (4) 東京海上日動プランの特徴 10 ページ

4. その他

シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度

- (1) お支払いする保険金および費用保険金のご説明
(あいおいニッセイ同和損保プラン) 14 ページ
- (2) 補償内容のご説明 (東京海上日動プラン) 17 ページ

1. 共通事項

(1) 「シルバー人材センター全国団体保険制度」とは

シルバー人材センターの運営に関わる保険の引受及び保険料の安定化等を目的に、全国シルバー人材センター事業協会の全国制度として運営されるものです。

本制度の大きな特徴としては、加入者・契約者であるシルバー人材センター（以下「センター」といいます。）全体での保険金請求実績等で制度維持や募集プランの見直しを行うため、個別センター単位での引受条件の制限を判断されることはありません。

より多くのセンターにご加入・ご契約いただくことで、長期的に安定的な保険引受を目指す制度です。

(2) 事故が起きた場合

事故が発生した場合には、遅滞なくご加入・ご契約の募集代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡後は募集代理店、または引受保険会社が窓口となって保険金請求等のお手続きを行います。

あいおいニッセイ同和損保プランにご加入の場合

- 連絡先 あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
0120-985-024（無料） または 募集代理店
- 受付時間 24 時間 365 日
- おかげ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

東京海上日動プランにご契約の場合

- 連絡先 事故受付センター（東京海上日動安心110番）
0120-720-110（無料） または 募集代理店
- 受付時間 24 時間 365 日

賠償責任保険制度について

引受保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

(3) ご加入・ご契約の際の注意事項

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入・ご契約にあたっては、必ず保険約款および「重要事項のご説明又は重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には、引受保険会社又は制度幹事代理店、募集代理店までご連絡ください。
- 本制度における全体の損害率（保険金支払等）が長期間にわたり悪化し、制度の維持が難しくなった場合には、プラン内容（補償内容）等が見直される場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他、商品内容、制度内容、ご契約手続きの詳細につきましては、制度幹事代理店又は募集代理店にご照会ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

 0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2. シルバー人材センター全国団体傷害保険制度

(傷害保険普通保険約款+シルバー人材センター団体傷害保険特約)

(1) 「シルバー人材センター団体傷害保険」とは

シルバー人材センター等の正会員全員^{*}を被保険者とし、以下の場合において「急激かつ偶然な外来の事故」により被保険者が傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いします（請負業務、派遣業務ともに対象となります。）。

- ①シルバー人材センター等の提供した仕事に従事中（被保険者の住居での仕事に従事する場合を除きます。）
- ②シルバー人材センター等が主催するまたは指定する講習会、理事会、各種運営会議への出席中
- ③シルバー人材センター等が主催するボランティア活動に参加中
(仕事場所・講習会や理事会や会議の会場・ボランティア活動の場所と住居の通常の経路の往復中、仕事場所間の移動中を含みます。)

*特別会員は対象外です。

(2) 本制度の概要、特徴

- ①保険金額、保険料の別に、複数のプランの中から選択できる仕組みを採用しています。
年度ごとにプランを変更することも可能です。
- ②「精算に関する特約」が付帯され、保険期間終了後の保険料の確定精算が不要となります（加入・契約年度の年度末における会員数の確定値による精算行為などの事務手続は不要です。）。
- ③全国制度のため、個別センターでの事故発生が保険引受に与える影響が小さくなります。

(3) 加入・契約対象者

本制度に加入・契約できるのは、「(公社) 全国シルバー人材センター事業協会の正会員であるシルバー人材センター」に限られます。

*「保険料算出基礎数字（正会員数）」についての注意点

- ・本制度の保険料算出基礎数字で用いる「正会員数」の定義は、(公社) 全国シルバー人材センター事業協会の全国統計や統計年報で使用される「会員数」と同義となります。
- ・「活動している会員数のみ」や「一部の会員数を除く」といった引受はできませんので、ご注意ください。
- ・誤った保険料算出基礎数字でご契約された場合は、契約を訂正させていただいたり、保険金がお支払いできなくなる可能性がございますので、ご注意ください。

事故事例

実際に事故が発生した場合は、ケース毎に保険金お支払い可否を判断することになります。

- ①剪定作業中にハシゴから転落して、骨折により入院した。 ③住居から指定の仕事場に向かう途中に転んでケガをして通院した。
- ②草刈り作業中に石に躊躇、転んでケガをして通院した。 ④草刈り作業中に蜂に刺されて、治療のため通院した。

(4) あいおいニッセイ同和損保プラン (プラン番号:A1～A12)

①保険金額と保険料

保険金額別に複数のプランを用意しています。(保険期間:1年間)

下記 A1、A2 以外のプラン (A3～A12) でのご加入を希望の場合は、制度幹事代理店または募集代理店までご連絡ください。

| 保険金額(募集プラン) | あいおいニッセイ同和損保 | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| プラン番号 | A1 | A2 |
| 死亡保険金額 | 900万円 | 300万円 |
| 後遺障害保険金額 | 36万円～900万円 | 12万円～300万円 |
| 入院保険金日額 | 3,000円 | 5,000円 |
| 手術保険金額(*1) | 15,000円または 30,000円 | 25,000円または 50,000円 |
| 通院保険金日額 | 2,000円 | 2,000円 |
| 熱中症危険補償特約(*2) | なし | なし |
| 年間保険料(一人あたり) | 2,220円 | 1,500円 |

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 別途、熱中症危険補償を含むプランをご用意しておりますので、ご加入を希望の場合は、制度幹事代理店または募集代理店までご連絡ください。

②加入時の保険料算出について

i) 保険料の算出基礎となる「センター正会員数」について(以下の①または②とする)

- ①公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページの「令和6(2024)年度シルバー人材センター別統計」に掲載の会員数
- ②公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の「令和6年度統計年報(団体別事業実績)」に掲載の会員数

ii) 保険料計算方法

「センター正会員数」×「プラン毎年間保険料(1人あたり)」=保険料

※精算に関する特約が付帯されることにより、確定精算は不要となります。

③加入手続き、保険料払込方法など

| | |
|-------------|--|
| 保険契約者 | (公社) 全国シルバー人材センター事業協会 |
| 募集代理店 | あいおいニッセイ同和損保と代理店委託のある全ての代理店 |
| 募集締切日 | 2026年3月24日(火)までに加入依頼書を募集代理店に提出してください。 |
| 保険料 払込方法 | ①口座振替 ②ダイレクト払 ※ダイレクト払とは、指定のお振込み期限までに金融機関またはコンビニエンスストアから保険料を払い込みます。払込猶予はございませんので、保険始期日前の払い込みをお願いいたします。 |
| 加入の流れ | 「加入依頼書」、「保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書」を3月24日(火)までに募集代理店に提出 ①口座振替の場合……… 3月24日(火)までに口座振替依頼書を募集代理店へ提出 ②ダイレクト払の場合… 3月31日(火)までに保険料を支払う |

④重要事項のご説明については、制度幹事代理店ホームページに掲載しております。必ずご確認ください。

(5) 東京海上日動プラン (プラン番号: TN1・TN2・TN3)

①保険金額と保険料

保険金額別に複数のプランを用意しています。(保険期間: 1年間)

昨今の猛暑などの状況を踏まえ、すべてのプランにおいて熱中症を補償対象とし、熱中症補償なしプランを廃止しました。^{*1}

下記以外の条件ではご契約いただけませんのでご了承ください。

| 保険金額(募集プラン) | 東京海上日動 | | |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| プラン番号 | TN1 | TN2 | TN3 |
| 死亡保険金額 | 600万円 | 500万円 | 500万円 |
| 後遺障害保険金額 | 24万円~600万円 | 20万円~500万円 | 20万円~500万円 |
| 入院保険金日額 | 5,000円 | 4,500円 | 3,000円 |
| 手術保険金額(*2) | 25,000円または50,000円 | 22,500円または45,000円 | 15,000円または30,000円 |
| 通院保険金日額 | 3,000円 | 3,000円 | 2,000円 |
| 年間保険料(一人あたり) | 2,270円 | 2,010円 | 1,640円 |

*1 保険期間中に被保険者であるセンターの正会員がシルバー人材センター等の提供した仕事に従事中の「日射または熱射によって生ずる熱中症を被った場合」には、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金が支払われます。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

②契約時の保険料算出について

i) 保険料の算出基礎となる「センター正会員数」について(以下の①または②とする)

①公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページの「令和6(2024)年度シルバー人材センター別統計」に掲載の会員数

②公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行の「令和6年度統計年報(団体別事業実績)」に掲載の会員数

ii) 保険料計算方法

「センター正会員数」×「プラン毎年間保険料(1人あたり)」=保険料

※精算に関する特約が付帯されることにより、確定精算は不要となります。

ただし、失効、解除となる場合、および保険契約を継続しない場合は確定精算が必要となります。

③契約手続き、保険料払込方法など

| | |
|---------|---|
| 保険契約者 | 各シルバー人材センター |
| 募集代理店 | 東京海上日動と代理店委託のある全ての代理店 |
| 募集締切日 | ① 2026年3月23日(月)までに加入依頼書を募集代理店に提出してください。 ② 2026年4月1日午後4時までに、以下の手続き全てを完了してください。 |
| 保険料払込方法 | 募集代理店との間で取り決めた保険料の支払方法(請求書払、口座振替、直接集金など) |
| 契約の流れ | ①「加入依頼書」を募集代理店に提出(募集代理店(引受保険会社)で「契約申込書」を作成) ②「契約申込書」にご捺印いただき、募集代理店に提出 ③募集代理店との間で取り決めた保険料の支払い方法に基づいて保険料をお支払い |

④重要事項のご説明については、制度幹事代理店ホームページに掲載しております。必ずよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、表紙に掲載のお問い合わせ先までご連絡ください。

3. シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度

(あいおいニッセイ同和損保:賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+シルバー人材センター特約)
(東京海上日動:賠償責任保険普通保険約款+シルバー人材センター特別約款)

(1) 「シルバー人材センター団体賠償責任保険」とは

センターの業務の遂行または施設の欠陥に起因して、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）等について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

本制度では、引受保険会社毎にプランを設定しました。

各引受保険会社のプランの詳細については、各引受保険会社のページをご覧ください。

なお、派遣業務中は補償対象外となります。

(2) 本制度の概要、特徴

- ①特約付帯などにより、本制度固有のプランを用意しました。
- ②各センターはプランの中から1つを選択して、加入・契約いただきます。年度ごとにプランを変更することも可能です。（あいおいニッセイ同和損保は、ご希望の契約内容に合わせて独自の補償設定も可能です。詳しくは募集代理店にご相談ください。）
- ③全国の代理店で加入・契約できます。ただし、あいおいニッセイ同和損保、または東京海上日動と委託契約のある代理店に限ります。
- ④全国制度のため、個別センターでの事故発生が保険引受（契約）に与える影響が小さくなります。
- ⑤保険期間終了後の保険料の確定精算が不要です（加入・契約年度の年度末における契約金額の確定値による精算行為などの事務手続きは不要です。）。

加入・契約対象者（記名被保険者）

本制度に加入・契約できるのは、「（公社）全国シルバー人材センター事業協会の正会員であるシルバー人材センター」です。

被保険者の範囲

次の方が被保険者となります。

- ①シルバー人材センター（記名被保険者）およびその役職員 ②シルバー人材センターの正会員
- ※①の区分および②の区分の被保険者相互間における他の区分の被保険者、ならびに②の区分の被保険者相互間において発生した事故については、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの保険の規定を適用します。但し、あいおいニッセイ同和損保プランについては2026年度より、会員相互間の対物事故は補償対象外となりますので、ご注意ください。
- ※「保険料算出基礎数字（契約金額）」についての注意点
 - ・本制度の保険料算出基礎数字で用いる「契約金額」の定義は、（公社）全国シルバー人材センター事業協会のシルバー人材センター別統計や統計年報で使用される「契約金額」と同義となります。
 - ・「派遣の売上高を除く」等、特定の売上高を除いた引受はできませんので、ご注意ください。
 - ・誤った保険料算出基礎数字でご契約された場合は、契約を訂正させていただいたり、保険金がお支払いできなくなる可能性がございますので、ご注意ください。

事事故例

いずれの事事故例も、事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金支払いの対象となります。また実際に事故が発生した場合は、ケース毎に保険金お支払い可否を判断することになります。

- ①センター事業用施設の壁面に設置していた看板が落下して通行人にケガを負わせた。
- ②駐輪場管理業務の遂行中、誤って保管中の自転車を倒して損壊させた。
- ③センターの職員が、業務中、自転車で通行人と衝突をしてケガを負わせた。
- ④正会員がセンターから提供された仕事の遂行中に正会員が被った身体障害について、その仕事が社会通念上、高齢者である正会員の健康を害する危険性が高いとして、仕事を提供したセンターが安全配慮義務違反として法律上の損害賠償責任を負った。
- ⑤ビル管理業務の遂行中、建物周辺を頻繁に徘徊していた近隣住民を不審者と勘違いし、警察に通報したことについて、法律上の損害賠償責任を負った。

制度オリジナルの割引制度と特約で



(3) あいおいニッセイ同和損保プランの特徴

- ①弁護士費用特約をはじめとしたオリジナル特約！
- ②支払限度額、免責金額を自由に設定可能（但し、草刈り作業に起因する事故は免責5万円※）
- ③会員相互間の損害賠償責任も補償
(但し、2026年度より対物事故は補償対象外となりますのでご注意ください。)
- ④低速回転草刈機導入による割引制度適用と特約で事故防止に努めるセンターを後押し！

※草刈り作業とは、草刈機を稼働させて行う作業をいい、草刈機が稼働していない状態で所持・移動している間は含みません。

低速回転草刈機導入による割引制度（あいおいニッセイ同和損保プランオリジナル！）

★ 割引制度と特約

あいおいニッセイ同和損保所定の基準を満たす『低速回転草刈機』を5台以上導入しているセンターに対して、**基本保険料を割引！**

5台導入しているセンターは5%、10台導入しているセンターは10%、15台以上導入しているセンターは20%の割引！！

割引適用の条件

- ・告知書に「メーカー会社名・製品名・シリアル番号」をご記入のうえ提出
- ・シリアル番号が不明の場合には告知書に「草刈機の写真」を添付して提出
- ・既に発注済みでまだお手元に草刈機がない場合は、告知書に注文内容が分かる資料（注文書の控え等）を添付して提出

『低速回転草刈機』とは、下記2項目を満たした草刈機となります。

- 1.刈刃部分が脱着可能な「上下刃逆回転ハサミ刈り草刈刃」（2枚刃）
- 2.上下刃の減速比※とともに以下の数値内に該当するもの
「上刃1/18以下」かつ「下刃1/12以下」

※導入予定、既に導入済み機材の減速比が、上記に該当するかわからない場合は、機材の取扱説明書または仕様書、メーカーWEBサイト等でご確認ください。

草刈り事故削減にぜひともご活用ください!!

ご加入にあたって

(1)保険契約者

（公社）全国シルバー人材センター事業協会

(2)募集代理店

あいおいニッセイ同和損保と代理店委託のあるすべての代理店

(3)募集締切日

3月24日（火）までに「加入依頼書」を募集代理店に提出

(4)加入の流れ

- ①「加入依頼書」を募集代理店に提出
- ②「契約申込書」にご捺印いただき募集代理店に提出

(5)保険料振込先と支払方法

①口座振替の場合 3月24日（火）までに、口座振替依頼書を募集代理店へ提出

②ダイレクト払の場合※ 3月31日（火）までに、保険料をお支払い

※ダイレクト払とは、指定のお振込み期限までに金融機関またはコンビニエンスストアから保険料を払い込みます。
払込猶予はございませんので、保険始期日前の払い込みをお願いいたします。

充実な補償と割安な保険料水準！

基本

の補償

詳細は
p.14へ

- 業務遂行に関連する損害賠償責任の補償
- 施設、設備等に関連する損害賠償責任の補償
- 生産物、仕事の結果に関連する損害賠償責任の補償
- 所有、使用、管理する財物（管理財物）の損壊に関連する損害賠償責任の補償



オプション特約 (自由に選択可能)

【基本補償】

412,920 円

保険料イメージ

契約金額*：200,000 千円

*契約金額とは、全シ協HP「統計」欄に記載されている合計数値をいいます。

支払限度額

| | 1名 | 1事故／保険期間中 |
|----|----------|-----------|
| 対人 | 30,000千円 | 100,000千円 |
| 対物 | | 10,000千円 |

免責金額

0 円 ※但し、草刈り作業は免責5万円

その他契約条件

- ・全てのオプション特約を付帯した場合
- ・低速回転草刈機を10台所有

| オプション特約名称 | 支払限度額 | 保険金をお支払いする場合（事故例） | 【特約保険料】 |
|------------------------------------|---|--|----------|
| 初期対応費用補償 | 1 事故 1,000 万円 | 業務先で事故が発生し応急的に事故原因を調査する必要があり、調査を依頼した。 | 21,740 円 |
| 訴訟対応費用補償 | 1 事故 1,000 万円 | 業務先において事故が発生し訴訟が提起された。訴訟対応にあたり意見書を作成し、作成費用を負担した。 | 21,740 円 |
| 被害者治療費用補償 | 被害者 1 名につき 50 万円 1 事故・保険期間中 1,000 万円 | 業務先で第三者にケガをさせてしまったのでかかった治療費を負担した。 | 19,490 円 |
| 弁護士費用 | 対人・対物 100 万円 保険期間中 300 万円 | 公園の清掃中に自転車に衝突され大ケガをしたため、損害賠償請求に関する相談を弁護士に実施した。 | 5,340 円 |
| 感染症見舞金補償 | 死亡見舞金補償 100 万円 治療の場合 3 万円から 7 万円 | 会員が特定の感染症に感染し入院をした際に、シルバー人材センターが定めた災害補償規定に基づいて、会員に対して見舞金を支払った。 | 10,800 円 |
| 会員等の私有物補償費用補償 | 2,000 円から 10 万円 | 業務中に会員がメガネを破損しシルバー人材センターが見舞金を支払った。 | 18,900 円 |
| ブランドイメージ回復費用補償 | 1 事故・保険期間中 1,000 万円 | 事故により失ったブランドイメージの費用回復のために、社外の専門家にコンサルティングを依頼し、コンサルティング費用を支払った。 | 20,660 円 |
| 借用不動産損壊補償 | 1 事故 1,000 万円 免責 10 万円 | 事務所の天井裏のスプリンクラー設備を破損させ、借用事務所に水漏れ被害が発生した。 | 3,600 円 |
| 借用イベント施設損壊補償 | 1 事故 1,000 万円 免責 10 万円 | イベント中に台車をぶつけ、会場の建物を破損した。 | 34,930 円 |
| 対物超過修理費用特約 (低速回転草刈機割引導入時のみ付帯可能) | 1 事故・保険期間中 30 万円 | 草刈り作業中の飛び石事故により、車を破損させ修理費用が時価額を超えた場合、差額分の保険金を支払った。 | 4,360 円 |

必要な特約がセットになって、安心

(4) 東京海上日動プランの特徴

- ①被害事故にも対応可能な「弁護士費用等担保特約条項（事業用）」や、必要な特約が全補償プランにセット！ **オリジナル**
- ②補償プランを選択するだけで、簡単に保険料が分かる！
- ③会員相互間の賠償責任も基本補償！
- ④免責なしプランの他、2種類の免責ありプランをご用意！

※事故実態に合わせてセンター毎に選択いただけるプランが限定されます。

※プランごとの保険料は11ページをご確認ください。



弁護士費用等担保特約条項（事業用）

弁護士費用や法律相談費用を負担することによって被る損害を担保します。

事故例1

駐輪場の整理中に自転車にぶつかられてケガをした。

治療費等の請求で弁護士に相談して損害賠償請求を行うこととなった。



事故例2

剪定作業中にハシゴを倒されて大けがを負った。

損害賠償請求について法律相談を行った。



※被害事故が対象となります（加害事故は補償対象外です。）。

契約の概要

(1) 保険契約者（記名被保険者）

各シルバー人材センター

(2) 募集代理店

東京海上日動と代理店委託のある全ての代理店

(3) 募集締切日

① 2026年3月23日（月）までに加入依頼書を募集代理店に提出してください。

② 2026年4月1日午後4時までに、下記(5)の手続き全てを完了してください。

(4) 保険料払込先

募集代理店との間で取り決めた保険料の支払先（請求書払、口座振替、直接集金など）

(5) 契約の流れ

① 「加入依頼書」を募集代理店に提出（募集代理店で「契約申込書」を作成）

② 「契約申込書」にご捺印いただき、募集代理店に提出

③ 募集代理店との間で取り決めた保険料の支払方法に基づいて保険料をお支払い

※ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

な契約方式！

補償プラン(※1)

補償内容の詳細は「p.17～p.23」をご確認ください。

2026年度の制度改定により、センター毎の事故実態に合わせて選択いただけるプランが限定されます。

2024年10月～2025年9月に発生しあつ2025年10月末までに保険金お支払いが完了した事故の件数によって以下の通り加入プランをお選びください。

対象期間2024年10月～2025年9月

| 対象事故件数 | 選択可能プラン | 選択可能免責金額 | | |
|--------|----------------|----------|-----|------|
| | | なし | 3万円 | 10万円 |
| 0件 ➔ | I、II、III | ○ | ○ | ○ |
| 1件 ➔ | | ○ | ○ | ○ |
| 2件 ➔ | I-J、II-J、III-J | ✗ | ○ | ○ |
| 3件以上 ➔ | | ✗ | ✗ | ○ |

| | | | 支払限度額(※2) | | | 免責金額(※2)(※3) | |
|------|-------------------|--------------|-------------|---------|---------|--------------|--|
| | | | プラン | I・I-J | II・II-J | III・III-J | |
| 基本契約 | 施設・事業活動事故 | 対人 | 1名 | 3,000万円 | 1億円 | 1億円 | 免責金額は各プランに応じて3種類あります。 免責なし・ 免責3万円・ 免責10万円 |
| | | | 1事故 | 1億円 | 3億円 | 5億円 | |
| | | 対物 | 保険期間中(※4) | 1億円 | 3億円 | 5億円 | |
| | 管理下財物事故 | 対人 | 1事故 | 1,000万円 | 3,000万円 | 5,000万円 | 1万円 |
| | | | 保険期間中(※4) | 1,000万円 | 3,000万円 | 5,000万円 | |
| | | 対物 | うち貨幣・紙幣の盗難等 | 1事故 | 1,000万円 | 1,000万円 | |
| 特約条項 | 人格権・宣伝侵害事故 | 1事故 | | 10万円 | 1,000万円 | | なし |
| | | 保険期間中 | | 100万円 | 1,000万円 | | |
| | 財物損壊の範囲拡大に関する特約条項 | 1事故(※5) | | 500万円 | 100万円 | | 5万円 |
| | | 訴訟対応費用担保特約条項 | | 1,000万円 | 1,000万円 | | なし |
| | 初期対応費用担保特約条項 | 1事故・1請求 | | 100万円 | 100万円 | | なし |
| | | うち見舞費用(1名) | | 1万円 | 1万円 | | |
| | 弁護士費用等担保特約条項(事業用) | 対人対物被害 | 被保険者1名あたり | 100万円 | 500万円 | | なし |
| | | | 1事故・保険期間中 | 300万円 | 1,000万円 | | |
| | | 経済的被害 | 1事故 | 10万円 | 100万円 | | なし |
| | | | 保険期間中 | 30万円 | 30万円 | | |

(※1) 補償内容の詳細は「p.17～p.23」をご確認ください。

(※2) 支払限度額および免責金額は、事故の種類ごとにそれぞれ上記の金額が適用されます。

(※3) 1事故・1請求あたりに適用されます。

(※4) 施設・事業活動事故の保険期間中の支払限度額は、事業活動における仕事の結果または生産物に起因する施設・事業活動事故に対してのみ適用します。

(※5) 施設・事業活動事故の対物支払限度額の内枠で保険金をお支払いします。

年間保険料

※特約も全て含めた保険料です。
※全シ協へ報告する契約金額の規模に応じて、保険料が決定します。
※記載のない契約金額のセンター様の保険料は代理店までお問い合わせください。

対象期間中の事故件数が0件のセンターが選択可能：免責金額なし

| 契約金額 | I | II | III |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| 1,000万円未満 | 37,000 | 47,000 | 49,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 78,000 | 98,000 | 103,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 118,000 | 151,000 | 157,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 215,000 | 279,000 | 291,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 314,000 | 396,000 | 419,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 397,000 | 512,000 | 524,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 513,000 | 652,000 | 675,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 653,000 | 838,000 | 873,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 792,000 | 1,001,000 | 1,024,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 885,000 | 1,129,000 | 1,141,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 966,000 | 1,245,000 | 1,280,000 |

対象期間中の事故件数が0件のセンターが選択可能：免責金額3万円

| 契約金額 | I | II | III |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| 1,000万円未満 | 34,000 | 43,000 | 45,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 70,000 | 88,000 | 92,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 107,000 | 136,000 | 142,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 194,000 | 251,000 | 262,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 283,000 | 356,000 | 377,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 357,000 | 461,000 | 471,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 462,000 | 587,000 | 607,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 588,000 | 755,000 | 786,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 713,000 | 901,000 | 922,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 796,000 | 1,017,000 | 1,026,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 869,000 | 1,121,000 | 1,152,000 |

対象期間中の事故件数が0件のセンターが選択可能：免責金額10万円

| 契約金額 | I | II | III |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 1,000万円未満 | 29,000 | 36,000 | 38,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 59,000 | 76,000 | 79,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 91,000 | 117,000 | 121,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 166,000 | 215,000 | 225,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 243,000 | 306,000 | 325,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 307,000 | 396,000 | 404,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 397,000 | 503,000 | 522,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 504,000 | 647,000 | 675,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 612,000 | 774,000 | 792,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 684,000 | 872,000 | 883,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 747,000 | 962,000 | 990,000 |

対象期間中の事故件数が1件のセンターが選択可能：免責金額なし

| 契約金額 | I - J | II - J | III - J |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1,000万円未満 | 44,000 | 55,000 | 58,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 92,000 | 116,000 | 122,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 140,000 | 179,000 | 186,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 255,000 | 331,000 | 345,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 373,000 | 469,000 | 497,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 470,000 | 607,000 | 621,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 608,000 | 773,000 | 800,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 774,000 | 994,000 | 1,035,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 938,000 | 1,187,000 | 1,214,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 1,049,000 | 1,339,000 | 1,352,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 1,145,000 | 1,477,000 | 1,518,000 |

対象期間中の事故件数が1件または2件のセンターが選択可能：免責金額3万円

| 契約金額 | I - J | II - J | III - J |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1,000万円未満 | 40,000 | 51,000 | 53,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 83,000 | 105,000 | 109,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 127,000 | 161,000 | 168,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 230,000 | 298,000 | 311,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 336,000 | 422,000 | 447,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 423,000 | 546,000 | 559,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 547,000 | 696,000 | 720,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 697,000 | 895,000 | 932,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 845,000 | 1,068,000 | 1,093,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 944,000 | 1,205,000 | 1,217,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 1,030,000 | 1,329,000 | 1,366,000 |

対象期間中の事故件数が1件以上の（全ての）センターが選択可能：免責金額10万円

| 契約金額 | I - J | II - J | III - J |
|---------------------|---------|-----------|-----------|
| 1,000万円未満 | 35,000 | 43,000 | 45,000 |
| 1,000万円以上～3,000万円未満 | 70,000 | 90,000 | 93,000 |
| 3,000万円以上～5,000万円未満 | 108,000 | 139,000 | 144,000 |
| 5,000万円以上～1億円未満 | 197,000 | 255,000 | 267,000 |
| 1億円以上～1.5億円未満 | 288,000 | 362,000 | 385,000 |
| 1.5億円以上～2億円未満 | 363,000 | 469,000 | 480,000 |
| 2億円以上～3億円未満 | 470,000 | 597,000 | 619,000 |
| 3億円以上～4億円未満 | 598,000 | 767,000 | 800,000 |
| 4億円以上～5億円未満 | 726,000 | 918,000 | 940,000 |
| 5億円以上～6億円未満 | 811,000 | 1,034,000 | 1,047,000 |
| 6億円以上～7億円未満 | 886,000 | 1,141,000 | 1,174,000 |

(※) 全シ協へ報告する契約金額は、シルバー人材センターの事業活動に関して記名被保険者が受け取る保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等における税込対価の総額をいいます。申告いただいた契約金額が実際の金額に不足していた場合は、申告された金額に基づく保険料と実際の金額に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

4. その他

重要事項説明書については、右記の二次元コードより読み取りの上ご確認ください。
または、全福サービスのホームページに掲載の重要事項説明書等にてご確認ください。
重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。

傷害保険の
重要事項説明書



賠償責任保険の
重要事項説明書



シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度

(1) お支払いする保険金および費用保険金のご説明 (あいおいニッセイ同和損保プラン)

施設所有(管理)
者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれとの特約をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的に付帯される主な特約)の補償内容

| 保険金をお支払いする主な場合 | お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 |
|---|---|
| <p>貴センターもしくは貴センターに正式登録した会員(以下「会員」といいます。)が、次のような場合に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(下記①から⑧、⑪、⑫)やその事故により必要かつ有益な費用を負担することによって被る損害(下記⑨から⑪)に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>＜施設・業務遂行危険＞</p> <p>①貴センターが所有、使用または管理する事務所施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故による他人の身体障害または財物の損壊</p> <p>②貴センターが行う業務の遂行に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊</p> <p>③貴センターが会員に提供する仕事の遂行に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊</p> <p>＜生産物・仕事の結果危険＞</p> <p>④貴センターが製造、販売または提供した財物(生産物)に起因して生じた偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊</p> <p>⑤貴センターが行う業務または貴センターが会員に提供する仕事の終了(引渡し)または放棄の後、生じた偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊</p> <p>＜人格権侵害補償＞</p> <p>⑥貴センターまたは会員もしくは第三者が行った次のいずれかに該当する不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none">・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 <p>＜受託物・管理財物危険＞</p> <p>⑦貴センターが会員に提供する仕事の遂行中に所有、使用または管理する他人の財物(受託物)の損壊</p> <p>＜生産物自体の補償に関する補償＞</p> <p>⑧上記④または⑤の事故の場合におけるその生産物もしくは仕事の目的物の損壊またはそれに伴う使用不能</p> <p>＜初期対応費用補償・訴訟対応費用補償＞</p> <p>⑨上記①から⑤の事故において、貴センターまたは会員が事故の緊急的対応のために要した必要かつ有益な費用(引受保険会社の同意を得たものに限ります。)</p> <p>⑩上記①から⑤の事故において、貴センターまたは会員が訴訟、調停等の対応に要した必要かつ有益な費用(引受保険会社の同意を得たものに限ります。)</p> <p>＜リコール費用補償＞</p> <p>⑪上記④もしくは⑤の事故において、損害賠償責任を負担する他人の身体の障害が発生した場合に、その生産物等を回収する費用</p> <p>＜工事発注者責任補償＞</p> <p>⑫貴センターが施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(施設工事)の発注者の場合に、施設工事に起因して、施設工事の発注者として被る損害</p> <p>＜使用不能損害拡張補償＞</p> <p>⑬上記①から⑤の事故において、他人の財物の使用不能について被る損害(他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。)</p> | <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によつて算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 + ③権利保全行使費用 + ④緊急措置費用 - 基本契約の免責金額(自己負担額)</p> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> |

この保険の対象となる仕事および受託物

＜対象となる施設＞

貴センターが所有、使用または管理する事務所施設を対象とします。

＜対象となる仕事・業務＞

①貴センターが行う高年齢者雇用安定法第38条第1項に規定する業務

②貴センターがその会員に提供する仕事。ただし、仕事の結果に起因する事故については、次の仕事は対象にはなりません。

【対象とならない仕事】

校正、翻訳、レタリング、税務事務、決算書作成、設計、製図、建築見積、土質検査、測量、タイピング、トレース、書類清書、宛名書き、毛筆筆耕、名簿作成、台帳作成、経理事務、伝票整理、名簿整理、台帳整理、古文書整理、図書整理、図書閲覧業務、書類整理

※ただし、仕事に従事中の他人の身体の障害または財物の損壊(業務遂行危険)については対象となります。

＜対象となる生産物＞

貴センターが行う高年齢者雇用安定法第38条第1項に規定する業務により製造、販売または提供した財物とします。

この保険の対象となる仕事および受託物

<対象となる受託物>

貴センターまたは会員が、上記の<対象となる仕事・業務>②の遂行中に所有、使用または管理する他人の財物としますが、次のものは対象になりません。

『対象とならない受託物』

- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずる物
- ・土地およびその定着物（建物、立木等をいいます。）。ただし、次の物を除きます。
 - ア. 被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物（建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます。）
 - イ. 被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物
- ・自動車、動物、植物等の生物植物等の生物※、船舶（ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。）

※剪定作業については、補償可否が異なるケースがあります。

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いできません。

(1) 共通

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっしょに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）など

(2) 施設・業務遂行危険補償、生産物・仕事の結果危険補償共通

- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害

①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検案書・处方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他の法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。

③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為

⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 など

(3) 施設・業務遂行危険補償

- ・航空機、自動車または原動機付自転車（作業場内、作業区内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する工作車を除きます。）、施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、自動車への貨物の積込みもしくは積卸し作業または出張して行う自動車の修理等の場合の管理を除きます。
- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害
 - 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ・じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・騒音に起因する損害賠償責任
- ・塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます。）の飛散を防止するための養生等の措置を取りらずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落すまたは転倒させたことにより塗料またはその他の塗装用材料が飛散または拡散した場合を除きます。 など

2. 支払限度額・免責金額（自己負担額）

| 補償項目 | 支払限度額 | | | 免責金額 (自己負担額) |
|------------------------------------|--|--|-------|--|
| | 1名 | 1事故 | 保険期間中 | |
| 基本 施設・業務遂行危険補償 生産物・仕事の結果危険補償 | ●身体障害・財物損壊別に支払限度額を設定します。 ●保険期間中の支払限度額は1事故の支払限度額と同額となります。 ※身体障害、財物損壊共通の支払限度額を設定することもできます。 | | | 草刈り作業に 起因する事故は 5万円 |
| 人格権侵害補償 | 100万円 | 1事故につき、次のいずれかのうち低い額 ア. 基本の身体障害の1事故支払限度額 イ. 1,000万円 ※保険期間中の支払限度額は、基本の保険期間中の支払 限度額となります。 | | — |
| 初期対応費用補償 | — | 次のいずれかのうち最も低い額 ア. 基本の身体障害の1事故支払限度額 イ. 基本の財物損壊の1事故支払限度額 ウ. 1,000万円 | | — |
| 訴訟対応費用補償 | — | 次のいずれかのうち最も低い額 ア. 基本の身体障害の1事故支払限度額 イ. 基本の財物損壊の1事故支払限度額 ウ. 1,000万円 | | — |
| 受託物・管理財物危険補償 | — | 次のいずれかのうち低い額 ア. 基本の財物損壊の1事故支払限度額 イ. 1,000万円 | | 1万円 |
| 生産物自身の補償 | — | 基本の財物損壊の支払限度額×3% | | — |
| リコール費用補償 | — | 300万円 | | 1事故につき、基本の身体 障害の免責金額 (この補償固有に適用) |
| 使用不能損害拡張補償 | — | 100万円 | | 1,000円 |

3. 特約

| 被 害 者 治 療 費 等 補 償 特 約 | 保険金をお支払いする主な場合 | お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 |
|---|--|--|
| | | |
| | <p>基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。以下同様とします。）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が、引受保険会社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 <p>※治療費等のうち、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。</p> | <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の治療費等を負担することによって被る損害</p> <p>①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。）に限ります。ただし、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の④に規定する費用を含みません。</p> <p>②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 次の額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 被害者1名につき 50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度）</p> <p>イ. 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額</p> |
| 保険金をお支払いできない主な場合（共通以外） | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします。）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 <p style="text-align: right;">など</p> | | |

<ご契約の際にご確認ください。>

- この商品は、賠償責任保険普通保険約款に、施設所有（管理）者特別約款、シルバー人材センター特約およびその他の特約を付帯した商品です。
- この企画書は「シルバー人材センター賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。
- 保険料の確定精算について

この保険契約は「保険料確定特約」を付帯することで、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎となる数値に基づいて保険料を算出をし、保険期間終了後に行う確定精算を省略します。

確定精算を省略する方式をご選択（「保険料確定特約」を付帯）された場合には、以下の点にご注意ください。

 - この特約を付帯したご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値※をもとに算出した保険料を払込みいただきます。
 - ※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
 - 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 損害保険契約者保護機構等について

損害保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 賠償責任保険の「普通保険約款・特別約款・特約集」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会）に交付されます。
- ご契約を中途解約する場合は、保険契約者を通じ、ご加入の取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。ご契約の中途解約に際しては、保険料の返還がございますので、保険契約者、取扱代理店、または、引受保険会社までお問合せください。

(2) 補償内容のご説明（東京海上日動プラン）

1. シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度の内容

保険の仕組み

シルバー人材センター全国団体賠償責任保険制度は、シルバー人材センターの業務の遂行に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。
このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

| | |
|------------|--|
| 施設・事業活動事故 | 施設または事業活動に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます。）の損壊をいいます。 |
| 管理下財物事故 | 管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。 |
| 人格権・宣伝侵害事故 | 施設または事業活動に起因する人格権侵害または宣伝侵害をいいます。 |
| 被保険者 | この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。このうち、保険証券に被保険者として氏名・名称が記載された方を「記名被保険者」といいます。 |
| 身体の障害 | 傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。 |
| 財物の損壊 | 財物の滅失、破損または汚損をいいます。 |
| 施設 | 記名被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産をいいます。 |
| 事業活動 | 被保険者が遂行する次の仕事またはその結果をいい、生産物を含みます。 ア. 記名被保険者の事業としての仕事 イ. 記名被保険者からその正会員に対して提供された仕事。なお、労働者派遣契約に基づき派遣された正会員が派遣先において行う仕事は含みません。 |
| 生産物 | 被保険者が事業活動に関連して製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物をいいます。 |
| 基本契約 | 賠償責任保険普通保険約款にシルバー人材センター特別約款を組み合わせた契約をいいます。 |
| 管理下財物 | 被保険者またはその下請負人が事業活動のために管理する他人の財物のうち、次のものをいいます。ただし、対象外管理下財物を含みません。 ア. 被保険者またはその下請負人が占有または使用している財物 イ. 被保険者またはその下請負人が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。） ウ. 被保険者またはその下請負人が保管施設において預かっている財物 |
| 対象外管理下財物 | 次のものをいいます。 ア. 被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。） イ. 被保険者が所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物 ウ. 被保険者が工事または作業を遂行するために支給された資材・機材および工具等 エ. 被保険者が他人に引き渡す前の商品・製品等 オ. 航空機および船舶 カ. 掘削機、ブルドーザー、ロードローラー等の工事用機械 キ. 自動販売機 ク. 動物、植物等の生物 ケ. 有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、鋳型、木型、紙型、模型その他これらに類する財物（貨幣および紙幣を除きます。） |
| 人格権侵害 | 被保険者によって行われた次の行為（以下「不当行為」といいます。）に起因して生じた他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭、文書または図画等による表示 |
| 宣伝侵害 | 記名被保険者による広告または宣伝（記名被保険者が販売または提供する商品・役務等に関するものに限ります。）に起因して生じた他人の著作権の侵害または他人もしくはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害をいいます。 |
| 支払限度額 | 引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。 |
| 免責金額 | お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。 |

被保険者の範囲

次の方が、被保険者となります。

①シルバー人材センター（記名被保険者）およびその役職員

②シルバー人材センターの正会員

※①の区分および②の区分の被保険者相互間ならびに②の区分の被保険者相互間において発生した事故については、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの保険の規定を適用します。

保険金をお支払いする場合（1）施設・事業活動事故

施設・事業活動事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金をお支払いするのは、保険期間中に日本国内において、施設・事業活動事故が発生した場合に限ります。
たとえば、次のようなケースが考えられます。

| 対象となる事故 | 事故例 |
|--|---|
| センターの事業拠点等の事業用施設の所有、使用、管理の不備や、事業活動に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 | ◆センター事業用施設の壁面に設置していた看板が落下して、通行人にケガを負わせたことについて、センターが法律上の損害賠償責任を負った。 ◆センターの職員が業務中、自転車で通行人と衝突してケガを負わせたことについて、センターが法律上の損害賠償責任を負った。 |
| 正会員がセンターから提供された仕事に起因するその正会員の身体の障害（労災類似事故） | ◆センターが提供した仕事の遂行中に正会員が被った身体障害について、その仕事が社会通念上、高齢者である正会員の健康を害する危険性が高いとして、仕事を提供したセンターが健康保護義務違反として法律上の損害賠償責任を負った。 |
| 正会員が、センターから提供された仕事の遂行または仕事の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 ※なお、労働者派遣契約に基づき派遣された正会員が派遣先において行う仕事は含みません。 | ◆正会員がセンターから提供された除草作業の遂行中、使用していた草刈り機が石をはねて、隣接地域に停めてあった他の車を損傷させたことについて、その正会員が法律上の損害賠償責任を負った。 |

保険金をお支払いする場合（2）管理下財物事故

管理下財物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いするのは、保険期間中に日本国内において管理下財物事故が発生した場合に限ります。
たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ◆正会員が、センターから提供された駐輪場管理業務の遂行中、誤って保管中の自転車を損壊させたことについて、法律上の損害賠償責任を負った。

保険金をお支払いする場合（3）人格権・宣伝侵害事故

人格権・宣伝侵害事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、日本国内で発生した事故につき、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限ります。
たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ◆正会員が、センターから提供されたビル管理業務の遂行中、建物周辺を頻繁に徘徊していた近隣住民を不審者と勘違いし、警察に通報したことについて、法律上の損害賠償責任を負った。

保険期間

1年間 短期契約も可能です。

保険金のお支払い方法

【損害賠償金】

合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします（支払限度額が適用されます。）。



(*) 支払限度額および免責金額は、施設・事業活動事故、管理下財物事故、人格権・宣伝侵害事故それぞれについて、ご契約時に設定した金額が適用されます。支払限度額および免責金額のパターンについては、P11をご覧ください。

【各種費用】

原則としてその全額がお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、争訟費用については「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。



お支払いの対象となる損害

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

●施設・事業活動事故、管理下財物事故、人格権・宣伝侵害事故 共通

- 自動車（作業場内工作車を除きます。）、原動機付自転車、航空機または原動機付船舶の所有、使用または管理。ただし、この規定は、自動車または原動機付自転車の損壊のうち、被保険者による車両の運行以外の事由によって発生したものについては、適用しません。「車両の運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。
- ちり・ほこりまたは騒音
- 建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込み（ただし、この規定は、仕事の結果に起因する事故には適用しません。）
- 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆、火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
- 保険契約者または被保険者の故意（＊）
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
- 被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害

①生産物

②仕事の目的物のうち、施設・事業活動事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）（ただし、この規定は、管管理下財物事故には適用しません。）

（＊）この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。

- 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性

・医師、薬剤師、建築士、測量士など、資格者が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある、または、法令により、資格者以外の者が行うことを禁じられている行為

- 汚染物質の排出、流出、いっ出・漏出もしくは放出（以下「排出等」といいます。）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処置。

ただし、排出等が不測なものであり、排出等の原因となる事故が突発的に発生し、かつ排出等が急激である場合において所定の期間内に排出等を発見し、かつ所定の期間内に引受保険会社に通知したときを除きます。

- 石綿もしくはその代替物質またはこれらを含む製品が有する発がん性その他の有害な特性

- ・サイバー攻撃（＊1）（＊2）

等

（＊1）弁護士費用等担保特約条項には、適用されません。

（＊2）サイバーリスク保険のサイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項によりこの一部を補償の対象とすることができます。

詳細は、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●管理下財物事故

- 保険契約者もしくは被保険者、これらの者の法定代理人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取（＊）
- 保険契約者もしくは被保険者、これらの者の法定代理人または被保険者と同居する親族が所有または私的な目的で使用する財物の損壊、紛失、盗取または詐取（＊）
- 塗装の目的物の誤認または塗装の色、デザイン、特性等の選択の誤り
- 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良
- 自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食い等
- 管理下財物が寄託者に引き渡された日から 30 日を経過した後に発見された管理下財物事故
- 管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

等

（＊）この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。

●人格権・宣伝侵害事故

- 保険期間の開始時より前に行われた不当行為または広告もしくは宣伝により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）はその事由
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為または広告もしくは宣伝
- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 広告、出版、放送または通信を事業とする被保険者により行われた不当行為または広告もしくは宣伝
- 契約違反による宣伝侵害
- 生産物または仕事の価格、品質または性能に関する宣伝の過誤

等

2. 付帯されている特約

補償内容の拡大

●訴訟対応費用担保特約条項

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 訴訟対応費用 | 次の費用のうち、上記の損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 事故原因の調査費用 カ. 意見書・鑑定書の作成費用 キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 |

●初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となり得る事故が発生した際に、事故対応のために必要となる事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 初期対応費用 | 次の費用のうち、上記の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。 ただし、1事故において被害者1名につき保険証券の「見舞費用支払限度額」欄記載の額を限度とします。 カ. 書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ. その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。 |

●財物損壊の範囲拡大に関する特約条項

不測かつ突発的な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに他人の財物を使用不能にしたことについて、その財物の正当な権利者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。ただし、保険金をお支払いするのは、不測かつ突発的な事象の発生からその日を含め30日以内に保険期間中に日本国内において発生した使用不能に起因するものに限ります。

<お支払いの対象とならない主な場合>

次の事由に起因する損害に対しては、直接であるか間接であるかにかかわらず、保険金を支払いません。なお、①から③までの適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ①被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ②被保険者またはその法定代理人による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ③脅迫または恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
- ④被保険者に対してなされる法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- ⑤データまたはプログラムの損壊（磁気的または光学的に記録されたデータまたはプログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをおこします。）
- ⑥仕事の履行不能または履行遅滞
- ⑦特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
- ⑧IT業務（生産物の一部をなすシステムまたはソフトウェアの設計・開発業務を除きます。）

等

また、被保険者が次の財物の使用不能に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事の目的物（仕事が終了したものに限ります。「終了」とは、仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）
- ② 被保険者が使用または管理する財物のうち次のもの
ア. 被保険者が他人から借りている財物
イ. 支給財物
ウ. 被保険者が所有または借用する施設において、保管・修理等を目的として受託した財物
エ. 運送を受託した貨物

●弁護士費用等担保特約条項（事業用）

<保険金を支払う場合>

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、シルバー人材センター特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する事業活動の遂行上の事由により発生した次の被害ごとに、それぞれ次の損害に対して、この特約条項により次の保険金を支払います。

| 被害の種類 | 損害の種類 | 保険金 |
|---------|--|-----------|
| 対人・対物被害 | 被保険者が対象事故によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が加害者への対応を弁護士等へ委任する場合に弁護士費用を負担することによって被る損害 | 弁護士費用保険金 |
| | 被保険者が対象事故によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害 | 法律相談費用保険金 |
| 経済的被害 | 記名被保険者が対象事故によって被った経済的被害について、保険金請求権者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害 | 法律相談費用保険金 |

次の被害による損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

| 被害の種類 | 保険金を支払う場合 |
|---------|--|
| 対人・対物被害 | 対象事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合。ただし、対人被害については、身体の障害を被った時に対象事故が発生したものとみなします。 |
| 経済的被害 | 対象事故が保険期間中に発見された場合。「発見」は、記名被保険者が対象事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）になされたものとします。 |

次の被害ごとに、それぞれ次の起算日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が被害について弁護士等への委任、または法律相談を開始した場合に限り、保険金を支払います。

| 被害の種類 | 起算日 |
|---------|-------------------------------|
| 対人・対物被害 | 保険金請求権者が対人・対物被害の発生および加害者を知った日 |
| 経済的被害 | 保険金請求権者が経済的被害の発生を知った日 |

＜用語の定義＞

この特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 被害 | 対人・対物被害または経済的被害をいいます。 |
| 対人・対物被害 | 対人被害および対物被害をいいます。 |
| 対人被害 | 被保険者が事業活動の遂行上の事由（通勤を含みます。）により身体の障害を被ることをいいます。 |
| 対物被害 | 記名被保険者が事業活動の遂行のために所有、使用または管理する財物が損壊または盗取（盗取には、詐取を含みません。）されることをいいます。 |
| 経済的被害 | 記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものおよび対人・対物被害を伴うものを除きます。 |
| 対象事故 | 対人・対物被害については、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 経済的被害については、日本国内において発生した業務妨害等をいいます。 |
| 業務妨害等 | 次のもの、またはそのおそれをいいます。 ア. 記名被保険者の事業活動が威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶然な事由（不作為を含む第三者の行為によるものに限ります。）により妨害されること。ただし、イおよびウを除きます。 イ. 記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されること。 ウ. 記名被保険者が詐欺に遭うこと。 |
| 第三者 | 次のアからオまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者の使用人 エ. 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 オ. 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員 |
| 弁護士費用 | 引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士等または裁判所等に対して、引受保険会社の承認を得て支払われる次の費用をいいます。ただし、法律相談費用および刑事事件（刑事訴訟法に基づく科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。）に関する委任にかかる費用を除きます。 ア. 弁護士等への報酬 イ. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. アからウまでのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用 |
| 弁護士等 | 弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。 |
| 裁判所等 | 裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）をいいます。 |
| 法律相談 | 次の行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ア. 弁護士が行う法律相談 イ. 司法書士が行う次の行為 （ア）司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談 （イ）司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 （ア）行政書士法第1条の4第1項第4号に定める相談 （イ）行政書士法第1条の3および第1条の4第1項第3号に定める書類の作成 法律相談および相談には、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 |

| | |
|--------|---|
| 法律相談費用 | 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、引受保険会社の承認を得て支払う費用をいいます。ただし、保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士、司法書士または行政書士に対して定期的に支払う報酬を除きます。 |
| 加害者 | 対象事件を生じさせた者をいいます。 |
| 提訴請求 | 次のものをいいます。なお、株式会社以外の法人におけるこれらと同等の請求を含みます。 ア. 会社法第847条第1項または同法第847条の2第1項もしくは第3項の規定に基づき株主が会社に対して行う役員の責任追及等の訴えの提起の請求 イ. 会社法第847条の3第1項の規定に基づき最終完全親会社等の株主が会社に対して行う役員の特定責任追及の訴えの提起の請求 |

<被保険者および保険金請求権者>

この特約条項において、被保険者とは、次の被害ごとに、それぞれ次の者をいいます。

| 被害の種類 | 保険金を支払う場合 |
|-------|------------------------------------|
| 対人被害 | ア. 記名被保険者およびその役職員 イ. 記名被保険者の正会員 |
| 対物被害 | 記名被保険者 |
| 経済的被害 | 記名被保険者 |

この特約条項において、保険金請求権者とは、対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、②および③に規定する者は、被保険者が自然人である場合に限り、保険金請求権者とします。

- ①被保険者
- ②被保険者の法定相続人
- ③次のいずれかに該当する者
 - ア. 被保険者の配偶者
 - イ. 被保険者の父母または子

<保険金を支払わない場合>

(1) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者
 - イ. 保険金請求権者
 - ウ. アまたはイの法定代理人
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④次のいずれかに該当する事由
 - ア. 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤次のいずれかに該当する事由
 - ア. ②から④までの事由によって発生した対象事故の拡大（対象事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。以下同様とします。）
 - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大
 - ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
 - ⑥法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
 - ⑦被保険者に対する刑の執行
- (2) 他の被保険者が加害者である場合は、保険金を支払いません。

(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の対象事故によって被った対人・対物被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- ②被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。以下同様とします。）、シンナー等（毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。以下同様とします。）を使用した状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- ③被保険者が酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- ④被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得てあり、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑤被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故

(4) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の対人・対物被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で発生した対人・対物被害
- ②液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた対人・対物被害。ただし、不測かつ突発的な事由による場合は、この規定は適用しません。
- ③記名被保険者が所有、使用または管理する施設が次の事由によって損壊したことにより生じた対物被害（ただし、その事由が生じた部分に限ります。）
 - ア. 自然の消耗または劣化（機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、磨耗、消耗または劣化を含みます。）
 - イ. ボイラースケールの進行
 - ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - エ. わずみ食いまたは虫食い等
- ④財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた対物被害。ただし、次の者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。
 - ア. 保険契約者または保険金請求権者
 - イ. アに代わって記名被保険者が所有または使用する財物を管理する者
 - ウ. アまたはイの使用者
- ⑤記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- ⑥被保険者が次の行為（不作為を含みます。）を受けたことによって生じた対人被害
 - ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示

ウ. 身体の整形

- 工. はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復
- ⑦石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する対人・対物被害
- ⑧外因性内分泌擾乱化学物質の有害な特性に起因する対人・対物被害
- ⑨電磁波障害に起因する対人被害
- ⑩騒音・振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害

(5) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する経済的被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①記名被保険者またはその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関、使用人もしくは構成員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
- ②記名被保険者またはその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関、使用人もしくは構成員の法令違反
- ③支払不能または破産
- ④記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- ⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為

(6) 保険金請求権者が次のいずれかを行う場合に弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者（共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。）に対する損害賠償額の支払の請求。

ただし、加害者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。

- ②社会通念上不当な損害賠償請求

(7) この特約条項において、サイバー攻撃危険不担保特約条項の規定は、適用しません。

＜責任の限度＞

- (1) 保険金請求権者が弁護士費用のうち弁護士等への報酬を負担したことによって被る損害に対しては、弁護士費用等担保特約条項（事業用）記載の「弁護士費用保険金の被保険者1名当たりの上限額」欄記載の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、弁護士費用保険金を支払います。
- (2) 弁護士費用および法律相談費用のうち、普通保険約款および特別約款ならびに他の特約条項において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。

＜1回の対象事故の定義＞

- (1) 対人・対物被害については、同一の原因または事由から生じた一連の対象事故による被害は、発生の時もしくは場所または被害を受けた者の数にかかわらず、「1回の対象事故」による被害とみなし、最初の対象事故が発生した時にすべての対象事故が発生したものとみなします。
- (2) 経済的被害については、同一の原因または事由から生じた一連の対象事故による被害は、発見の時もしくは場所または被害を受けた者の数にかかわらず、「1回の対象事故」による被害とみなし、最初の対象事故が発見された時にすべての対象事故が発見されたものとみなします。

＜事故発生時の義務＞

- (1) 対象事故が発生した場合において、第1条（保険金を支払う場合）(1) の規定により保険金請求権者が弁護士費用または法律相談費用を支出しようとするときは、保険契約者または保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士へ委任または相談することについて、委任契約または相談の内容が記載された書面を引受保険会社に提出し、あらかじめ引受保険会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて（1）の規定に違反した場合は、（1）の規定に違反したことによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

＜保険金の請求＞

- (1) この特約条項に係る保険金請求権は、普通保険約款第25条（保険金の請求）(1) および(2) の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害が発生した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) この特約条項に係る保険金請求権は、普通保険約款第28条（時効）の規定にかかわらず、(1) に規定する保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (3) 保険金請求権者が、この特約条項の規定に従い、保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第25条(3) に規定する書類または証拠に加え、次に規定する書類のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。
 - ①引受保険会社の定める事故報告書
 - ②法律相談を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
 - ③弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類

＜支払保険金の返還＞

- (1) 引受保険会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
 - ①弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った弁護士費用または法律相談費用の返還を受けた場合
 - ②対象事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、保険金請求権者が加害者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合において、次のイの額がアの額を超過するとき
 - ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
 - イ. 判決または和解で認定された弁護士費用の額と引受保険会社が第5条（責任の限度）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1) の規定により引受保険会社が返還を求める保険金の額は、次に規定するとおりとします。
 - ① (1) ①の場合には、返還された弁護士費用または法律相談費用の金額に相当する金額。ただし、第5条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。
 - ② (1) ②の場合には、超過額に相当する金額。ただし、第5条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

